

(2) 通勤手当の認定誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																											
中央図書館	<p>自宅から勤務公署まで自転車を使用して通勤している職員Aの通勤手当について、一般に利用しうる最短経路の距離(4.5km)で認定されず、職員が通勤の実情として届出した経路の距離(5.0km)で認定されていたため、通勤手当が過大に支給されていた。</p> <p>これは、平成20年度当時に通勤経路の認定を誤り、その後、平成24年7月に改めて通勤認定を行った際にも、既認定経路と他の経路とを十分に比較検討しなかったことにより発生したものである。</p> <table border="1" data-bbox="439 867 1255 1570"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給期間 (自転車通勤)</th> <th>既支給額 (届出・認定経路) (A)</th> <th>一般に利用しうる最短経路での支給額 (B)</th> <th>差引額 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>平成21年2月～平成23年6月</td> <td>118,900円 (4,100円×29月)</td> <td>58,000円 (2,000円×29月)</td> <td>60,900円</td> </tr> <tr> <td>平成23年7月～平成24年7月</td> <td colspan="3">電車通勤に変更等</td> </tr> <tr> <td>平成24年7月 (日割り)</td> <td>2,236円 (4,100円×12日/22日)</td> <td>1,090円 (2,000円×12日/22日)</td> <td>1,146円</td> </tr> <tr> <td>平成24年8月～平成26年1月</td> <td>73,800円 (4,100円×18月)</td> <td>36,000円 (2,000円×18月)</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>194,936円</td> <td>95,090円</td> <td>99,846円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給期間 (自転車通勤)	既支給額 (届出・認定経路) (A)	一般に利用しうる最短経路での支給額 (B)	差引額 (A) - (B)	A	平成21年2月～平成23年6月	118,900円 (4,100円×29月)	58,000円 (2,000円×29月)	60,900円	平成23年7月～平成24年7月	電車通勤に変更等			平成24年7月 (日割り)	2,236円 (4,100円×12日/22日)	1,090円 (2,000円×12日/22日)	1,146円	平成24年8月～平成26年1月	73,800円 (4,100円×18月)	36,000円 (2,000円×18月)	37,800円		計	194,936円	95,090円	99,846円	<p>職員Aの通勤手当については、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。</p> <p>また、通勤手当に係る通勤経路のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(略)に支給対象期間の月数を乗じて得た額。(略)</p> <p>イ <u>自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p>ロ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円</u></p> <p>【給与事務の手引き】</p> <p>○留意点</p> <p>1 支給要件</p> <p>(2) 自転車等の使用者</p> <p>ア 通勤のために自転車等の利用を常例とすること。</p> <p>イ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。</p>	<p>当該職員の通勤手当について、認定経路の距離を確認した結果5km未満となった。</p> <p>支給済の手当額については、本人からの届出誤りによるため、給与の訂正基準(2)に基づき、5年間の遡及戻入を行った。</p> <p>事務処理の改善方策としては、自転車等を使用する届出について、認定距離の測定を担当者及び副担当者等複数者で行うとともに、交通機関利用者に対しても通勤手当認定時には「通勤手当認定チェックリスト」による確認を必ず行うこととした。</p> <p>また、自転車等使用者に対して、新道開通等で交通事情に変更があった場合には遅滞なく届出るようメール文書による注意喚起を行い、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう職員に対し、周知徹底を図った。</p>
職員	支給期間 (自転車通勤)	既支給額 (届出・認定経路) (A)	一般に利用しうる最短経路での支給額 (B)	差引額 (A) - (B)																										
A	平成21年2月～平成23年6月	118,900円 (4,100円×29月)	58,000円 (2,000円×29月)	60,900円																										
	平成23年7月～平成24年7月	電車通勤に変更等																												
	平成24年7月 (日割り)	2,236円 (4,100円×12日/22日)	1,090円 (2,000円×12日/22日)	1,146円																										
	平成24年8月～平成26年1月	73,800円 (4,100円×18月)	36,000円 (2,000円×18月)	37,800円																										
	計	194,936円	95,090円	99,846円																										

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
布施北高等学校	<p>通勤手当において、他に最も経済的かつ合理的と考えられる経路がありながら、総務事務システムの経路検索機能のみにより経路の比較検証を行い、実際の通勤時間帯における検証を行わず認定・支給されていたことから、同手当が過大に支給されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="486 569 1531 940"> <thead> <tr> <th></th> <th>既支給額 (届出・認定経路) (A)</th> <th>最も経済的かつ合理的と考えられる経路 での支給額 (B)</th> <th>差 引 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月 ～25年3月</td> <td>271,032円</td> <td>216,204円</td> <td>54,828円</td> </tr> <tr> <td>総務事務システム経路 検索による所要時間</td> <td>50分</td> <td>60分</td> <td>▲10分</td> </tr> <tr> <td>通勤時間帯による所要 時間</td> <td>56分</td> <td>55分</td> <td>1分</td> </tr> </tbody> </table> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○ 担当者（起案者） 総務事務システムの経路検索機能により比較検討し、通勤時間が短縮されるものと判断したが、実際の通勤時間帯での検証を十分していなかった。総務事務システムによる経路検索で最短コースを検索するのが通常であるが、通勤手当入力の際、自宅最寄駅と学校最寄駅を入力すると自動的に通勤時間帯の短い経路として、認定した経路が表示されたためそのように決定した。</p> <p>○ 決裁者 通勤手当入力時の総務事務システムによる経路検索画面コピー及び本人の通勤実態を確認し判断したが、通勤時間帯での検証の必要性にまで思いが及ばなかった。</p> </div>		既支給額 (届出・認定経路) (A)	最も経済的かつ合理的と考えられる経路 での支給額 (B)	差 引 (A) - (B)	平成24年4月 ～25年3月	271,032円	216,204円	54,828円	総務事務システム経路 検索による所要時間	50分	60分	▲10分	通勤時間帯による所要 時間	56分	55分	1分	<p>当該職員の通勤手当については、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。</p> <p>通勤手当の認定等処理を行う際は、起案者のみならず、決裁者を含めて、実際の通勤時間帯での検証を行うことにより適正な事務処理を徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>当該職員の通勤時間帯における2経路について精査した結果、既支給経路の所要時間と監査から示された経路を比較すると所要時間にほとんど差がなく、手当額が高いことが判明したため、平成25年12月分から、最も経済的かつ合理的と考えられる通勤経路に認定を変更した。</p> <p>今後、総務事務システムの経路検索による最短経路検索のみでなく、実際の通勤時間帯のダイヤにより通勤時間の検証を行うとともに、通勤手当の認定に当たっては複数でのチェックや研修等の活用などにより、事務執行体制を強化し、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努める。</p>
	既支給額 (届出・認定経路) (A)	最も経済的かつ合理的と考えられる経路 での支給額 (B)	差 引 (A) - (B)																
平成24年4月 ～25年3月	271,032円	216,204円	54,828円																
総務事務システム経路 検索による所要時間	50分	60分	▲10分																
通勤時間帯による所要 時間	56分	55分	1分																